

別表第3(第4条関係)

1 広告物又は掲出物件の種類ごとの基準

項	区分			基準			
1	はり紙			大きさ	1枚につき1.5平方メートル以内		
2	はり札			大きさ	1枚につき0.3平方メートル以内		
3	立看板			大きさ	縦2.0メートル横1.0メートル以内		
				脚部の高さ	0.5メートル以内		
4	野立広告物	自家用広告物	同一敷地内における広告物が1個の場合	大きさ	30平方メートル以内		
				高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内		
			同一敷地内における広告物が2個以上の場合	同一敷地内における広告物の表示位置及び大きさ	相互間の距離	大きさ	
						1個	全ての広告物の表示面の合計
					100メートル以上	30平方メートル以内	
		100メートル未満	30平方メートル以内	30平方メートル以内			
	高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内					
		自家用広告物以外の広告物	特定案内用広告物又は特認案内用広告物	高さ	特定案内用広告物にあつては地表から上端まで3メートル以内、特認案内用広告物にあつては地表から上端まで5メートル以内。ただし、占用許可を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。		
				個数	1事業所等につき4個以内		
			特定案内用広告物及び特認案内用広告物以外の広告物又は特定案内用広告物若しくは特認案内用広告物のうち上記の許可基準に適合しないもの	表示位置	1 広告物相互間の距離100メートル以上。ただし、隣接する複数の広告物の相互間の距離が20センチメートル以内かつ当該各広告物の表示面積の合計が30平方メートル以内であつて、当該各広告物の表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合にあつては、この限りでない。 2 国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。 3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域又は概ね10以上の家屋が連たんする地域において表示する場合にあつては、国道等からの距離に係る基準は、		

					適用しないこととする。
				大きさ	30平方メートル以内
				高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内
5	建築物の屋根又は屋上に表示する 広告物又は設置する掲出物件	個数	1棟につき1個		
		大きさ	1表示面につき100平方メートル以内かつ表示面の 合計400平方メートル以内		
		高さ	1 地表から上端まで 51メートル以内 2 広告物の高さが、設置する建築物の高さの3分の 2以内かつ10メートル以内		
		その他	建築物の壁面をこえて外側に突き出していないこ と。		
6	建築物の屋根又は壁面に直接表示 する広告物	大きさ	屋根又は壁面 の1面の面積	表示面積の限度	
			500平方メー トル未満	1 屋根又は壁面の2分の1以内 2 20平方メートル以内	
			500平方メー トル以上 1,000平方 メートル未満	屋根又は壁面の1面の面積から500 平方メートルを減じたものに100分 の4を乗じて得た面積に20平方メー トルを加えた面積以内	
			1,000平方 メートル以上	屋根又は壁面の1面の面積から 1,000平方メートルを減じたものに 100分の1を乗じて得た面積に40平 方メートルを加えた面積以内	
7	建築物の壁面に表示する広告物又は 設置する掲出物件	個数	1壁面につき2個以内		
		大きさ	1壁面につき20平方メートル以内		
		道路境界線か ら突き出す高 さ	車道	地表から下端まで 4.7メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
道路境界線か ら突き出す長 さ	0.6メートル以内				
8	アーケードに表示する広告物又は 設置する掲出物件	大きさ	車道	2.0平方メートル以内	
			歩道	1.0平方メートル以内	
		高さ	車道	地表から下端まで 4.5メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
9	アーチに表示する広告物又は設置 する掲出物件	大きさ	30平方メートル以内		
		高さ	地表から下端まで 4.5メートル以上		
		位置	幅員20メートル未満の道路		
10	電柱、街灯柱等に表示する広告物 又は設置する掲出物件	個数	突出し	1本につき1個	
			巻付け	1本につき1個	
		大きさ	突出し	縦1.2メートル横0.45メートル以内	
巻付け	縦1.8メートル以内				

		突出しの高さ	車道 地表から下端まで 4.7メートル以上 歩道 地表から下端まで 2.5メートル以上
		突出しの取付け部分の長さ	0.5メートル以内
		その他	直塗りしないこと。
11	照明広告物	第3号の項から第10号の項まで及び第12号の項によるものとする。	
12	横断幕及びけんすい幕	個数	1壁面につき3個以内
		大きさ	横断幕 幅1.0メートル以内 けんすい幕 幅1.0メートル長さ10メートル以内 (けんすい幕掲出装置のあるものにあつては、幅1.5メートル長さ15メートル以内)
		高さ	車道 地表から下端まで 4.5メートル以上 歩道 地表から下端まで 2.5メートル以上
13	旗及びのぼり	大きさ	縦1.5メートル横0.5メートル以内
		高さ	地表から下端まで 1.0メートル以上 地表から上端まで 3.0メートル以内
14	消火栓標識を利用する広告物	大きさ	縦0.4メートル横0.8メートル以内
		高さ	車道地表から下端まで 4.7メートル以上 歩道地表から下端まで 2.5メートル以上
15	バス停留所標識を利用する広告物	非照明式	大きさ 1 1表示面につき0.25平方メートル以内 2 表示面の最下端部に設けること。
		照明式	大きさ 1 表示面の広さの3分の1以内 2 表示面の最下端部に設けること。

備考

- この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- この表において「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の事業所等に表示する広告物をいう。
- この表において「広告塔」とは、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上である野立広告物をいう。
- この表において「特定案内用広告物」とは、自己の事業所等に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであって、大きさが1表示面につき1平方メートル以内(集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内)であるものをいう。
- この表において「特認案内用広告物」とは、町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものであって、表示面の合計が10平方メートル以内であるものをいう。

2 総表示面積の規制基準

1の表の第5号の項から第7号の項まで、又は第12号の項の広告物のうち、複数の項の広告物又は掲出物件が同一建築物の同一面に表示又は設置される場合においては、各面における広告物の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の3分の1以内であること。